

基地の返還等、米軍基地問題に関する要請書

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

相 模 原 市

相模原市米軍基地返還促進等市民協議会

平成26年9月、「在日米軍再編」に伴う相模総合補給廠の一部返還(17ヘクタール)が実現しました。また、平成27年12月には、共同使用(35ヘクタール)が開始され、10ヘクタール部分において、相模原スポーツ・レクリエーションパークの整備を行い、昨年4月1日に全面供用を開始しました。

しかしながら、市内には、キャンプ座間、相模総合補給廠及び相模原住宅地区の3箇所の広大な米軍基地がいまだに所在し、その面積は約429ヘクタールにも及んでいます。

これらの基地は、いずれも人口が密集する市街地に位置しているため、市民の生活に様々な影響を及ぼし、計画的なまちづくりを進める上で大きな障害となっています。

加えて、市内米軍基地及びその周辺における米軍ヘリコプターによる低空・旋回飛行によって、多くの市民が昼夜を分かたず耐え難い騒音被害に苦しめられており、低空飛行や編隊飛行などに伴う事故発生の不安にもさいなまれています。

その凄まじい騒音で市民を苦しめてきた米空母艦載機は、平成30年3月までに岩国基地への移駐が完了しましたが、移駐後も厚木基地にはジェット戦闘機の飛来が見られ、周辺に一定の騒音が発生しているほか、厚木基地が空母艦載機着陸訓練(FCLP)の予備飛行場に指定され続けるなど、今後についても厚木基地の運用や騒音被害の実態を注視せざるを得ません。

また、米海兵隊のオスプレイ(MV-22)が平成26年7月以降、厚木基地に複数回飛来し、本市上空での飛行も確認されています。さらに、平成30年10月には、米空軍のオスプレイ(CV-22)が横田基地に配備されました。こうした中、令和5年11月、鹿児島県屋久島沖にて米空軍のオスプレイによる墜落事故が発生しました。昨年8月、国から事故調査報告書に基づき説明を受けましたが、安全対策の措置を徹底することにより事故の再発を防止し、市民の不安の払拭に努めることを求めます。

平成30年10月には、相模総合補給廠において米陸軍第38防空砲兵旅団司令部の駐留が開始されるなど、今後も様々な情勢の変化により、基地において部隊の再編や新たな施設整備等が想定されます。基地に関わる情報は、地元に対して迅速・的確に提供し、丁寧に説明するとともに、基地の機能強化や恒久化につながる運用が行われないよう、十分な配慮を求めます。

令和5年12月、沖縄県において米軍人による性暴力事件が発生し、昨年3月

貴職におかれては、このような本市の実情を十分認識され、以下に掲げる項目について誠実に対応されるよう要請します。

-
- A map of the Sagami River area, showing the river flowing from the top left towards the bottom right. The map includes several labeled locations and infrastructure:
- JR中央本線** (JR Chūō Main Line) running horizontally across the upper part of the map.
 - 京王相模原線** (Keiō Sagami Original Line) running diagonally from the top center towards the bottom right.
 - 相模総合補給廠** (Sagami General Supply Depot) located near the intersection of the two main lines, with an area of **196.7ha**.
 - 相模原駅** (Sagami-hara Station) located below the supply depot.
 - JR横浜線** (JR Yokohama Line) running diagonally from the station area towards the bottom right.
 - JR相模線** (JR Sagami Line) running diagonally parallel to the Keiō line.
 - 小田急相模原駅** (Odakyu Sagami-hara Station) located further down the JR Sagami line.
 - 相武台前駅** (Saijōmae Station) and **相武台下駅** (Saijōmoto Station) are also indicated.
 - 小田急江ノ島線** (Odakyu Enoshima Line) branching off to the right.
 - 相模原住宅地区** (Sagami-hara Residential Area) located at the bottom center, consisting of two parts:
 - キャンプ座間** (Camp Maeda) with an area of **172.5ha**.
 - 相模原住宅地区** (Sagami-hara Residential Area) with an area of **59.3ha**.
 - 厚木基地** (Atsugi Base) is indicated by a small icon and label at the bottom right corner.

I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進するとともに、基地返還に際しての地元負担の軽減措置を講じられたい。

1 基地の整理・縮小・早期返還

- (1) 平成18年に承認された「再編実施のための日米のロードマップ（最終報告）」には盛り込まれなかったものの、当時の防衛庁長官により、日米合同委員会の枠組みを活用して協議していくことが約束されている返還4事案については、地元が提示した利用計画を基に、早期実現に向けた返還協議が迅速に進むよう努めること。
- (2) 基地の機能、必要性、利用状況等を点検し、市内米軍基地の更なる返還をはじめ、市民生活の不便解消や計画的なまちづくりを進める上で障害になっている箇所の返還又は共同使用を実現すること。

2 基地返還に際しての国庫負担

- (1) 基地の返還又は共同使用に伴う代替（補償）工事及び調査費については、全額国庫負担とすること。
- (2) 返還地及び共同使用区域に存在する障害物件や、土壌、地下水中の汚染物質の除去は、国の責任において実施すること。

3 再編交付金の終了に伴う新たな措置 ※防衛省

再編交付金は終了したが、基地による地元の負担は変わらないため、新たな財政的措置の創設など、地元の負担軽減を図ること。

＜各基地の具体的な返還等の要望箇所＞

相模総合補給廠 (図面 1)

- JR 横浜線と並行した道路用地（延長約 1,400 m）の返還 【返還 4 事案】
相模原駅北口地区のまちづくりに資する道路整備を行う。
- 北側外周部分（延長約 1,200 m）の返還 【日米合同委員会合意】
基地北側のフェンスに沿って、上矢部地区と宮下地区とを結ぶ道路を整備する。
- 北側部分（約 33ha）及び野積場（約 35ha）の返還
JR 相模原駅周辺地区において、首都圏南西部の広域交流拠点の一翼を担う地区としてふさわしいまちづくりを進める。

キャンプ座間 (図面 2)

- ゴルフ場周辺外周道路（延長約 1,700 m）の返還 【返還 4 事案】
周辺地域の渋滞緩和及び南北方向（第 7 ゲート付近～県道 51 号）のアクセスの向上を図る。
- 市道新戸相武台拡幅事業（共同使用区域の拡大）
【日米合同委員会合意を経て、平成 18 年 5 月に日米両政府で協定締結済み】
拡幅整備に当たり、掘割区間にかかる橋梁の架け替え工事の円滑な推進に努める。
- ゴルフ場部分（約 52ha）の返還
市民の憩いの場及び防災空間として活用する。
- 旧まがり坂（峰の坂道、延長約 600 m）の復活（共同使用）
東西方向のアクセスの確保を図る。
- 旧新磯高校東側道路用地（延長約 200 m）の返還
南北方向のアクセスの向上を図る。

相模原住宅地区 (図面 3)

- ウォーターフィルタープラント（浄水場）区域（約 1.5ha）の返還
【返還 4 事案】
公園として整備する。
- 東側外周部分道路用地（延長約 640 m）の返還 【返還 4 事案】
南北方向のアクセスの向上を図る。
- 北西側外周部分（延長約 950 m）の返還
歩行者・自転車用の道路を整備する。
- 横浜水道道部分（延長約 540 m）の共同使用
よこはますいどうみち
歩行者・自転車用の緑道として利用する。

Ⅱ 基地の機能強化・恒久化につながる施設建設や運用の変更は行わないこと。

また、施設建設計画や基地の運用の変更は、あらかじめ情報提供し、地元の意向や周辺環境に十分配慮されたい。

平成30年10月、相模総合補給廠に第38防空砲兵旅団司令部の駐留が開始されました。このことは、その前月末に国から決定事項として通知され、協議の余地すらありませんでした。地元は何の相談もなく、基地の運用が変更されることは、あってはならないと考えます。

このことを踏まえ、当該司令部の事案に限らず、基地の施設建設や運用に関し、次の事項について、適切な措置を講じること、又は米側に申し入れることを要請します。

1 基地の機能強化・恒久化につながる施設建設や運用変更の禁止等

基地の機能強化・恒久化につながる施設建設や運用の変更は行わないこと。
また、基地の運用について、適切に情報提供すること。

2 機能変更等に当たっての事前情報提供

基地の機能変更等の検討に当たっては、あらかじめ地元へ情報提供し、協議を行うこと。

また、協議に当たっては、地元の意向を十分に尊重すること。

3 施設建設計画等の事前情報提供及び基地周辺の生活環境の保全等

- (1) 施設建設計画等については、米軍予算で行うものを含め、あらかじめ地元へ情報提供するとともに、周辺住民に直接説明するよう努めること。
- (2) 施設の建設等に伴って、周辺住民の生活環境に影響を与え、また、安全・安心を脅かすことのないよう万全の措置を講じること。

また、文化遺産の調査・保存について、十分に配慮すること。

Ⅲ 米軍機による騒音被害の解消・事故の防止を徹底されたい。

厚木基地を離着陸する米空母艦載機については、通常訓練や着陸訓練（FCLP）直前の集中訓練等によって、長年にわたり、市民に深刻な騒音被害をもたらしてきました。厚木基地の騒音問題は、これまでの五次にわたる訴訟において、騒音の違法性が指摘されているところです。こうした中、平成30年3月に空母艦載機の岩国基地への移駐が完了した一方で、現在もジェット戦闘機やオスプレイの飛来が見られ、一定の騒音が発生しています。

キャンプ座間では米陸軍ヘリコプターに加え、厚木基地の米海軍ヘリコプターが、相模総合補給廠では、横田基地の米空軍ヘリコプターが主に飛来し、周辺の住宅地上空で低空・旋回・編隊飛行を繰り返しています。特に昨年度から夜間における同様の飛行も著しく増加しており、市民に激しい騒音や振動による苦痛と墜落の不安を与えています。

こうしたことから、次の事項について、適切な措置を講じること、又は米側に申し入れることを要請します。

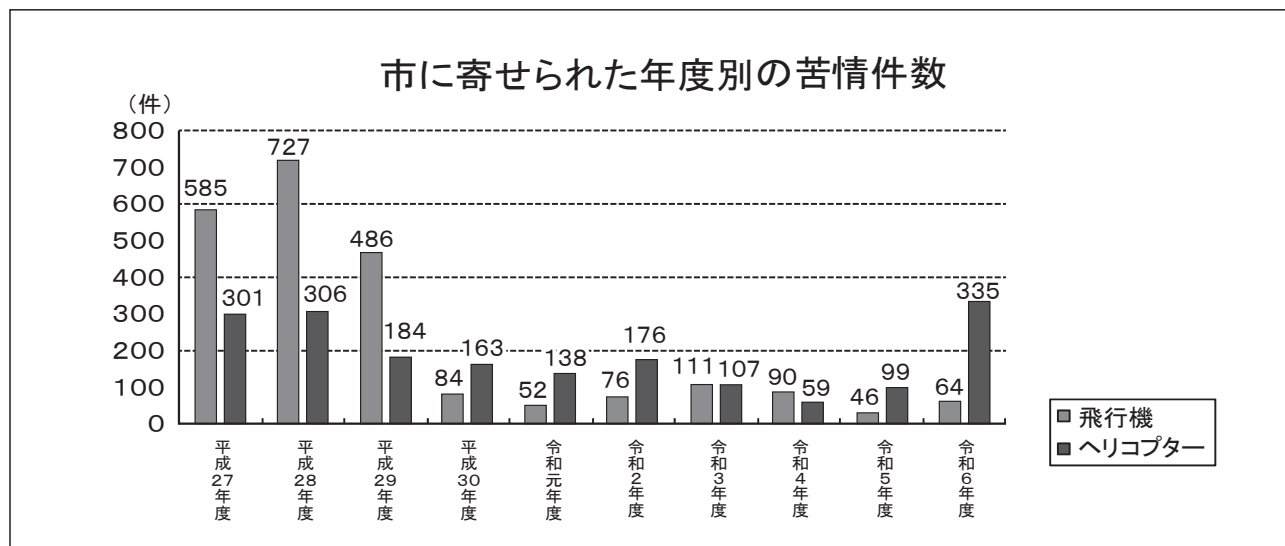
1 空母艦載機等による騒音被害の解消

- (1) 暫定的訓練施設である硫黄島に代わる恒常的訓練施設を早期に整備すること。また、それが実現するまでの間、着陸訓練は、硫黄島で全面実施すること。
- (2) 厚木基地の運用に係る情報について、適時に提供するとともに、騒音対策については、適切な措置を講じること。
- (3) 「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」（昭和38年9月、日米合同委員会合意）は現状にそぐわないため、全面的な見直しを図るとともに、当面、次のとおり運用すること。
 - ア 12時から13時まで及び18時から翌朝8時までの飛行活動の禁止
 - イ 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始並びに試験その他の重要な学校行事・市民行事・盆など日本の伝統行事等における飛行活動の禁止
 - ウ 低空飛行、編隊飛行、急旋回、急上昇、連続発進等の禁止
 - エ 飛行回数の低減等による騒音の抑制

- (4) これらの要請事項にかかわらず、やむを得ない事由により厚木基地周辺に騒音の発生が見込まれる場合には、住民の苦痛を少しでも緩和するため、事前情報の提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うこと。

2 ヘリコプターによる騒音被害の解消

- (1) 米軍ヘリコプターによる訓練については、住宅密集地上空では禁止とし、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、騒音問題の抜本的解決を図ること。
- (2) (1) が実現するまでの間、当面、次のとおり運用すること。
- ア 12時から13時まで及び18時から翌朝8時までの飛行活動の禁止
 - イ 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始並びに試験その他の重要な学校行事・市民行事・盆など日本の伝統行事等における飛行活動の禁止
 - ウ 低空・旋回飛行、編隊飛行、タッチ・アンド・ゴー等の禁止
 - エ 飛行回数の低減等による騒音の抑制
- (3) ヘリコプターの運用に関し、市への十分な情報提供を行うこと。



3 事故の防止

本市はこれまでも、米軍機の安全な運用に万全の措置を講じるよう求めてきましたが、平成29年5月に2件、8月に1件の厚木基地所属の米海軍航空機による部品の紛失・落下が立て続けに発生し、平成30年7月には、厚木基地内でヘリコプターが窓を落下させる事故が起きています。さらに、昨年8月には、神奈川県海老名市内の水田において、同年10月にも同県茅ヶ崎市内の海岸において米軍ヘリコプターが予防着陸を行いました。市街地を飛行する航空機による事故は、ひとつ間違えば大惨事につながりかねず、市民の平穏な生活を大きく損なうものです。

また、離着陸に伴う低空飛行の際に強風が生じ、住宅等の被害が生じることがないように、飛行に当たり、十分な安全対策の徹底を求めます。

近年、市内基地周辺のみならず津久井地域を含む本市の上空においてオスプレイの飛行が確認されています。令和5年11月29日には、鹿児島県屋久島沖にて、訓練中の米空軍横田基地所属のオスプレイによる墜落事故が発生しており、同機については、安全性に対する市民の不安を払拭する必要があります。

こうしたことから、次の事項について、適切な措置を講じるよう米側に申し入れることを要請します。

- (1) 米軍機の墜落や部品落下等の事故、不時着等を防止するため、機体・機器類の整備点検等を確実に実施し、整備・操縦に係る教育を徹底して行うなど、万全の措置を講じること。
- (2) 万一、事故が発生した場合は、市民の安全確保のため、市民へ適切な情報提供を行い、早期に事故原因を解明し、公表するとともに、再発防止の安全対策が講じられるまでは、同機種 of 飛行を中止すること。
- (3) オスプレイについて、安全性の確保に万全を期すこと。また、その運用を可能な限り明らかにするなど、十分な説明責任を果たし、市民の不安を払拭すること。

Ⅳ 住宅防音工事等、騒音対策の充実を図りたい。※防衛省

厚木基地の空母艦載機による騒音被害を軽減するための国の施策である「住宅防音工事助成制度」については、平成18年1月、20年ぶりに対象区域が見直され、本市の区域は従前の約600ヘクタールから約1,000ヘクタールへと拡大されました。

このことは、騒音被害を被っている市民が大幅に増えていることにほかならず、一日も早い防音工事の完了が求められています。住宅防音工事希望届を提出してから工事着手に至るまで長期間を要している現状があります。市民の立場に立った対応を求めます。

また、騒音被害の軽減・解消を訴える切実な声は、対象区域以外からも多数寄せられており、騒音被害の実態に即した区域の拡大や区域指定基準の見直しが必要です。

さらに、NHK受信料補助について、制度の復活と本市域への適用、キャンプ座間及び相模総合補給廠のヘリコプター騒音の実態把握などについても、国の真摯な対応を求めます。

1 住宅防音工事助成対象区域の拡大

- (1) 区域の指定に係る値は、現行の75Wから「航空機騒音に係る環境基準」（昭和48年12月環境庁告示第154号）を遵守した値（57デシベル（Lden値、旧評価指標での70W））に改めること。
- (2) 常時騒音計の増設や騒音度調査の回数増により騒音調査を充実し、騒音状況の実態に即した適時・適切な区域の見直しを行うこと。
- (3) 区域の設定に当たっては、自治会区域や一団の開発区域等に配慮するとともに、区域境は狭あい道路ではなく、幹線道路など分かりやすいものにすること。

2 告示日以降の新增築住宅への助成

告示日以前に建設された住宅が住宅防音工事の助成対象とされているが、建築年次にかかわらず、区域内の全ての住宅、特に昭和59年告示区域内及び昭和61年告示区域内に存する平成18年告示日以前に建設された新增築住宅（いわゆる「告示後住宅」）を助成の対象とすること。

3 工事の早期完了

- (1) 騒音の軽減を早期に図るべく、十分な予算措置を講じ、区域内の対象住宅の防音工事は、建築年次にかかわらず短期間で全て完了させること。
- (2) 平成18年の見直しにより、工法区分の変更があった区域については、早期に追加工事を実施すること。

4 助成内容の充実

- (1) 第Ⅰ、Ⅱ工法区分を無くし、全て第Ⅰ工法の工事を実施すること。
- (2) 冷暖房機更新は、全額国庫負担の対象とし、修繕についても国庫負担の対象とすること。
- (3) 住宅、教育施設等の防音施設に係る維持管理費については、全額国庫負担とすること。
- (4) 外郭防音工事（全室防音化）の助成対象を拡大し、本市域への適用を図ること。
- (5) 太陽光発電システムの設置助成を制度化し、本市域への適用を図ること。
- (6) 騒音計は一義的には国の責任において設置すべきものであるが、地元自治体が騒音計を設置した場合は、設置及び維持に要する費用その他の地元自治体の負担について、国の助成制度を設けること。

5 住民への周知の徹底等

- (1) 住宅防音工事について、様々な広報手段や説明会により、区域指定の基準、工事の進め方等を住民にきめ細かく説明すること。
- (2) 工事実施に関する相談や申請を受ける窓口を十分に設けるとともに、インターネットを利用した防音工事の申込みを可能とすること。
- (3) 施工業者への適切な指導を行うこと。
- (4) 希望者には、手続の進捗状況を通知するなど、きめ細かな対応を図ること。

6 NHK受信料補助制度の復活と対象区域の拡大

NHK 受信料補助について、制度を復活させるとともに、本市域の住宅防音工事助成対象区域へも適用すること。

7 ヘリコプター騒音被害等への適切な対応

キャンプ座間周辺地区及び相模総合補給廠周辺地区等のヘリコプター騒音被害や低周波の影響について、国の責任で常時騒音計を設置するなど被害の状況を把握するとともに、被害の軽減・解消策等を講じること。

8 第一種区域等の見直しに当たっての適切な対応

令和4年度から令和6年度にかけて騒音度調査を実施しているが、第一種区域等の見直しに当たっては、今も一定の騒音が生じていることを踏まえ、慎重に検討すること。また、今後、第一種区域等の見直しを行う場合には、国の責任において、市民等への十分な周知・説明を行うとともに、影響が生じる場合には、十分な移行期間を設ける等、丁寧な対応を図ること。

V 市民が安心して生活できるよう、基地周辺の生活環境の保全等について、日米地位協定の見直し、運用改善等の適切な措置を講じられたい。

市内米軍基地では、これまでキャンプ座間のゴルフ場からのゴルフボール飛び出し、相模総合補給廠における焼夷弾処理や倉庫爆発火災事故など、基地に起因する様々な問題が周辺住民の生活に大きな影響を与えてきました。

また、市外の米軍基地において、有機フッ素化合物の PFOS が含まれる泡消火剤が近隣に流出するなど、基地周辺の水質等の汚染が懸念される事態が生じています。

さらに、昨年4月には、重要土地等調査法に基づき市内米軍基地等の周囲が注視区域及び特別注視区域に指定されました。これに伴い、昨年5月15日以降、これらの区域は国による土地・建物の利用状況に係る調査の対象区域となったほか、特別注視区域については、一定以上の面積の土地・建物の所有権移転等の契約を締結する場合に国への事前の届出が義務付けられることとなり、市民生活への影響が懸念されています。

これらを踏まえ、市民が安心して生活できるよう、次の事項について、日米地位協定の見直し、運用改善など適切な措置を講じること、又は米側に申し入れること等を要請します。

1 基地周辺の生活環境の保全

- (1) 基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壤汚染対策法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの生活環境の保全に関する国内法や条例を適用できるよう措置を講じること。

また、施設新設等の際には、環境アセスメントを実施するなど国内法令を適用できるよう措置を講じること。

相模総合補給廠において、平成21年12月及び平成22年8月に計約200本に及ぶ焼夷弾の処理が行われたが、今後、安全性を確保するため十分な調査を実施するなど、適切かつ万全な安全対策を講じること。

- (2) 国内法令が適用されるまでの間、国の責任で国内法令に準じた環境調査を実施し、その結果を公表するとともに、米軍に対し、日本環境管理基準（JEGS）に基づく運用実態を地元自治体に報告させること。
- (3) 基地に起因して騒音、水質汚濁、土壤汚染、大気汚染等の環境問題が発生した場合は、米軍の責任において適正に処理するとともに、講じた措置については、速やかに地元自治体に情報提供すること。
- (4) 基地内の有害廃棄物等の保管・移動・処理に当たっては、米国政府の責任において適正に措置するとともに、その状況について、速やかに地元自治体に情報提供すること。
- (5) 基地内からの雨水や土砂の流出、フェンス付近の樹木等の維持管理については、周辺地域に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じること。
- (6) 基地周辺の防災、環境保全等のため、地元自治体から基地内立入りの申出があった場合は、速やかに許可すること。
- (7) 人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関しては、国内法を適用できるよう措置を講じること。また、新型インフルエンザをはじめとする米軍人等の感染症や特定外来生物等の侵入への対策については、日米両国が協力し、地元自治体に対し、情報を速やかに提供するなど、必要に応じ適切な連携を行うこと。

2 事件・事故の防止

- (1) 国内において、米軍人等による犯罪、交通事故、迷惑行為等が多発していることから、真に実効性のある対策を講じ、再発防止に努めること。
- (2) 米軍人等が公務外で起こした事件・事故等により被害を受けた場合にあっては、日米両政府の責任により補償が受けられるよう措置すること。
- (3) 米軍人等による事件・事故などの損害賠償については、誠意を持って迅速に対応するとともに、被害にあった際の相談窓口を周知すること。
また、少額な損害賠償については、事務手続を簡素化すること。
- (4) 米軍人等による事件・事故が発生した場合は、地元自治体に対し、迅速に情報提供するとともに、その後の経過等についても報告すること。
- (5) 基地における保管物資等に関する情報について、可能な限り公表すること。

(6) 万一、基地に起因する事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表すること。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入等を認めること。

(7) キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボール飛び出しについては、飛び出しが生じないように、引き続き必要な対策を講じること。

また、防球ネットの支柱については、想定外の突風等にも耐えられる構造にするとともに、適切な管理を行うなど、安全対策に万全の措置を講じること。

3 周辺住民に不安を与える訓練の禁止等

(1) 基地周辺住民等に不安を与えるような訓練や演習、物資の備蓄を行わないこと。

(2) テロ対策等で警備が特別に強化される場合の米軍基地の運用については、市民生活への影響を考慮し、周辺住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、周辺道路の渋滞防止等に配慮すること。

4 重要土地等調査法の適切な運用 ※内閣府

(1) 重要土地等調査法の運用に当たっては、その基本方針において「日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意する」と定めているとおり、市民生活に影響が生じないように慎重に対応すること。

(2) 同法に基づき指定された注視区域及び特別注視区域内の住民及び事業者の理解が得られるよう、国の責任において、同法の目的、内容、必要性等について丁寧の説明すること。

Ⅵ 災害時等において、市民の生命、財産を守り、安全を確保するため、地元自治体と在日米軍との相互援助協力体制の確立を図られたい。

1 災害時における相互応援体制の確立

- (1) 大規模地震等の災害時における在日米軍との相互応援について、日米両国間で包括的な取決めを行うとともに、地元自治体において迅速かつ適切な対応をすることができる仕組みを構築すること。
- (2) 災害時には、基地を避難場所等の災害活動拠点として、迅速かつ適切に利用することができるよう措置すること。また、基地内に備蓄されている災害時に有効な物資の提供に努めること。
- (3) 広域避難場所として指定している市内米軍基地において、避難場所開設訓練等の防災訓練を実施できるよう措置すること。

2 緊急時における国民保護措置との調整

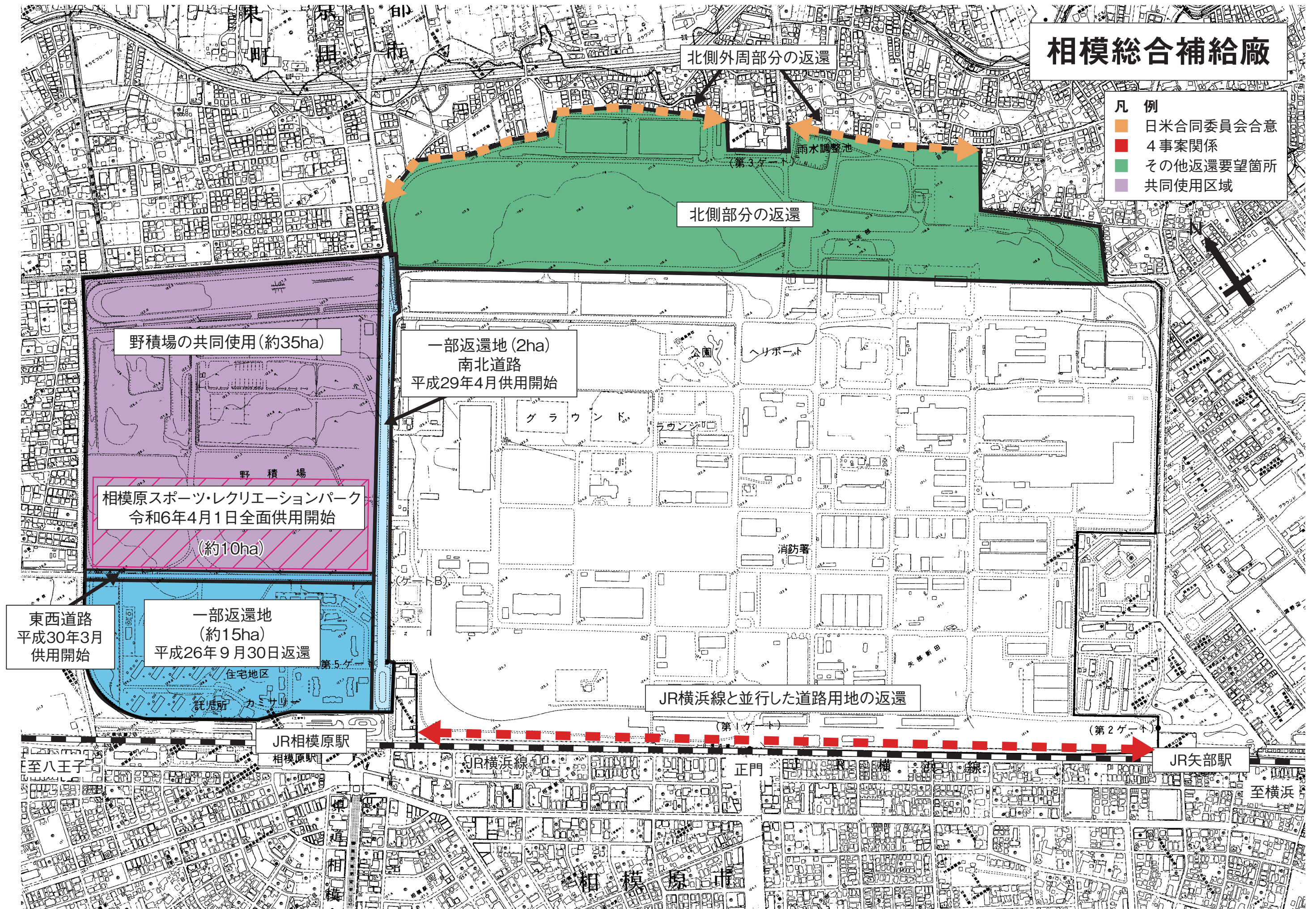
最近の北朝鮮問題等を踏まえ、武力攻撃事態等の緊急時における米軍から地元自治体への情報提供や、基地周辺住民の避難等について、迅速かつ適切な対応を図ることができるような仕組みの構築に協力すること。

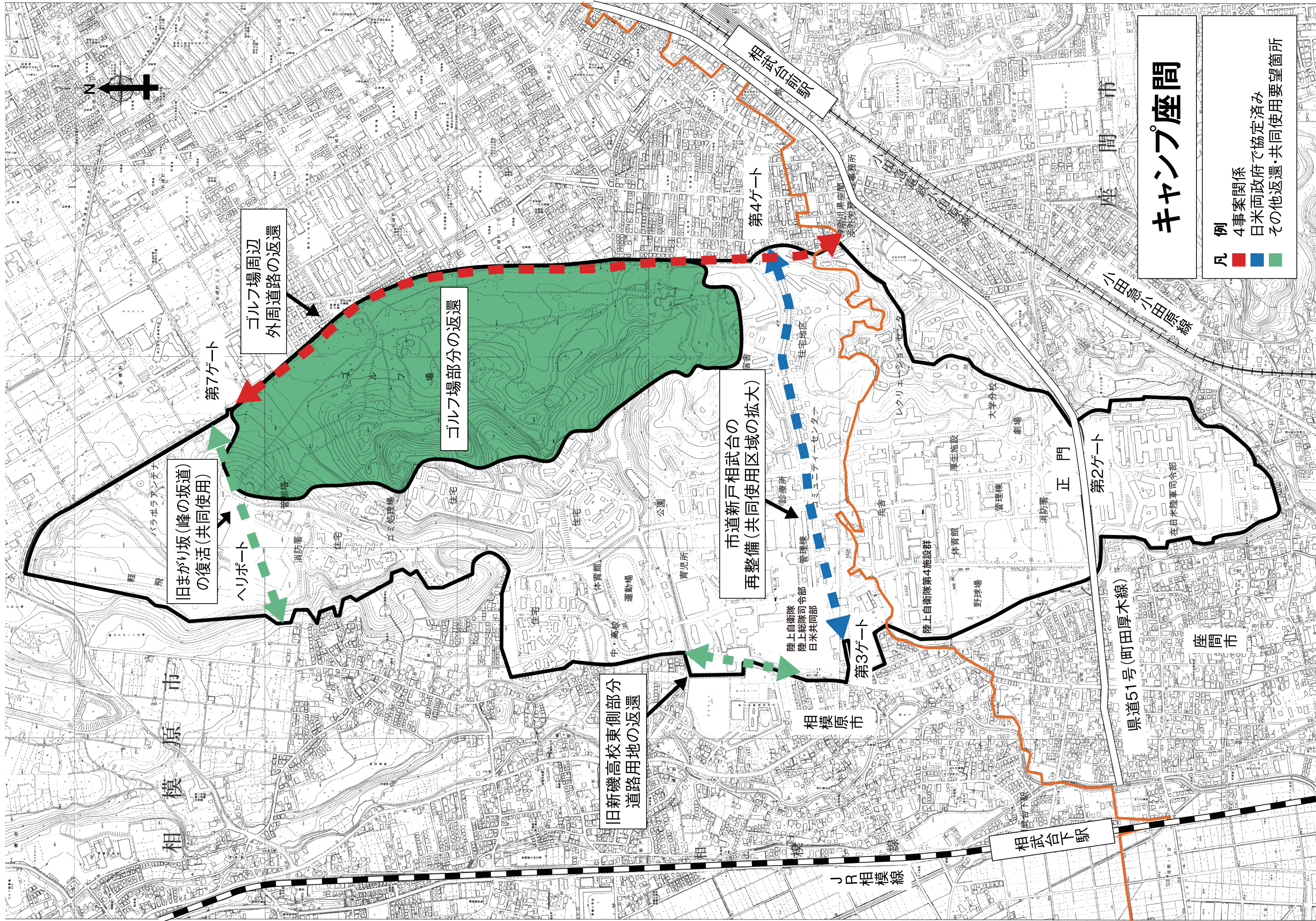
3 有事関連諸法の運用に当たっての配慮

重要影響事態安全確保法、米軍等行動関連措置法等の運用に当たっては、地元自治体に対して迅速に情報提供するとともに、その意向を十分尊重すること。

相模総合補給廠

- 凡 例
- 日米合同委員会合意
 - 4 事案関係
 - その他返還要望箇所
 - 共同使用区域





令和7年10月27日

殿

相模原市長

本 村 賢太郎

相模原市米軍基地返還促進等市民協議会会長

相模原市長

本 村 賢太郎

相模原市米軍基地返還促進等市民協議会副会長

相模原市議会議長

大 槻 和 弘

相模原市米軍基地返還促進等市民協議会副会長

相模原市自治会連合会会長

大 木 恵

相模原市米軍基地返還促進等市民協議会副会長

連合神奈川相模原地域連合議長

川 崎 晴 彦

【相模原市米軍基地返還促進等市民協議会構成一覧】

相模原市	相模原市議会	相模原市教育委員会
相模原市農業委員会	相模原市 PTA 連絡協議会	相模原市地域婦人団体 連絡協議会
小山地区自治会連合会	清新地区自治会連合会	横山地区自治会連合会
中央地区自治会連合会	星が丘地区自治会連合会	光が丘地区自治会連合会
橋本地区自治会連合会	大野北地区自治会連合会	大野中地区自治会連合会
大野南地区自治会連合会	大沢地区自治会連合会	田名地区自治会連合会
上溝地区自治会連合会	麻溝地区自治会連合会	新磯地区自治会連合会
相模台地区自治会連合会	相武台地区自治会連合会	東林地区自治会連合会
城山地区自治会連合会	津久井地区自治会連合会	相模湖地区自治会連合会
藤野地区自治会連合会	相模原市農業協同組合	神奈川つくい農業協同組合
相模原商工会議所	城山商工会	津久井商工会
相模湖商工会	藤野商工会	相模原市社会福祉協議会
相模原市消防団	相模原市建設業協会	相模原交通安全協会
相模原南交通安全協会	相模原北交通安全協会	津久井交通安全協会
相模原市公民館連絡協議会	相模原市戦没者遺族会	全国駐留軍労働組合 さがみ野支部
連合神奈川相模原地域連合	小田急多摩線延伸促進協議会	